

合併、会社分割、事業譲渡が行われた場合における排除措置命令・課徴金納付命令の名あて人の取扱い

排除措置命令

○現行法：合併、会社分割、事業譲渡が行われた場合に、違反行為に係る事業を引き継いだ存続会社等に対して排除措置を命ずることができる旨の明文上の規定なし

見直しの方向

違反行為に係る事業を引き継いだ存続会社等にも排除措置を命ずることができるよう規定を明確化

課徴金納付命令

○現行法：会社分割、事業譲渡が行われた場合でも、命令の名あて人は違反行為者のみ※

(例)違反行為者が違反行為に係る事業を承継会社等へ引き継ぎ、課徴金納付命令前に消滅した場合、違反対象事業をそのまま温存しつつ課徴金納付命令を免れるという「やり得」が生じることになってしまう。

※合併の場合は、消滅会社が行った違反行為に係る課徴金については、存続会社に対してその納付を命令(独占禁止法第7条の2第19項)

見直しの方向

違反行為に係る事業を引き継いだ承継会社等にも課徴金の納付義務を負わせる